

香取市地域公共交通協議会 (第 34 回協議会資料)

目 次

議事 1	佐原循環バス（周遊ルート）の運行再開について	…………… 2
議事 2	香取市地域公共交通協議会長について	…………… 3

議題 1 佐原循環バス（周遊ルート）の運行再開について

本議題については、令和 2 年 4 月 10 日付 香企画第 24 号において各委員に 5 月末までの運休を通知した。また、同年 5 月 11 日付 香企画第 48 号 第 33 回香取市公共交通協議会において、当面の間の運休をお諮りし、委員の皆様から承認を賜った。

その後、令和 2 年 5 月 25 日で緊急事態宣言が解除され、同日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名で「移行期間における都道府県の対応について（以下、「国文書」とする）」という文書が発出された。千葉県もこの文書に基づき、協力要請の緩和を行ったところである（5 月 25 日付 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部名での「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について」を参照）。

緊急事態宣言の解除後は、外出自粛の段階的緩和の目安として、移行期間にステップ 0 から 3 までの段階が国文書によって示されている（別紙資料参照）が、香取市としては、近隣地域においてクラスター発生等の感染状況の悪化が無く、また感染拡大防止策を講じることを前提としたうえで、宣言解除後 1 ヶ月以上が経過する 7 月 4 日土曜日から運行を再開したい。

このことについて、協議する。

【運行再開日】

令和 2 年 7 月 4 日(土)から再開

なお、今後の状況により、再開時期の判断に変更が生じた場合は、あらためて協議いたします。

議題 2 香取市地域公共交通協議会長について

香取市地域公共交通協議会長については、香取市地域公共交通協議会設置要綱第4条第1項および第2項、ならびに同協議会規約第5条第1項に規定されている。

この度、すべての委員が新たな任期に入るため、各委員に改めて委嘱するところだが、新たな任期における会長を、上記規定に基づき互選により決めたい。

事務局としては、為国孝敏氏に引き続き会長をお願いしたい。為国氏は、国土交通省関東運輸局が任命する初代・地域公共交通マイスター（公共交通に対する熱意やノウハウを有し、関係者との調整能力がある人材）のお1人であり、香取市のほかにも栃木県佐野市での再編計画に携わった経歴があるため、適任だと思料される。

このことについて、協議する。